

# 憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

## 第63回

### 憲法市民講座第3回

#### 「憲法9条の戦後史」(曾我部真裕教授)報告

憲法問題特別委員会 副委員長 和田 義之

1 京大の曾我部教授には、これまで何度か弁護士会の講演にお越し頂いている。大阪で司法修習(54期)を受けられ、大阪弁護士会には縁が深いということで、憲法問題特別委員会特別顧問と勝手にお呼びしている。

今年度は月におよそ一回のペースで憲法市民講座が開催されている。第1回のスターウォーズ企画、第2回のベルばら企画に比べて、今回はタイトルが地味なこともあり、どのくらいの参加が見込めるか不安なところであった。土曜日の企画であり弁護士の参加も心もとない。しかし、7月23日の当日は、開けてみれば130名参加の大盛況であった。憲法市民講座自体、市民の方の間に知名度が上がってきたということであろうか。曾我部教授の同期つながりの参加者も沢山いらっしまったのは、主催者としても非常に嬉しいところであった。

2 冒頭、曾我部教授から講演の趣旨について説明があった。今回の講演は、憲法9条を巡る具体的な問題についての個人的見解を示すというのではなく、9条の成り立ちとその解釈の変遷について解説し、議論の共通の土台にすることを目的としている。

その上で、9条2項が戦力不保持を定めている点が日本国憲法の際だった特徴であること、9条と関連して理解すべき憲法前文は戦争の反省と平和への誓いに関する部分が大きな割合を占めており、崇高な理想が表明されていることに注意が向けられた。特に前文第1段において平和主義と民主主義が一体となって制度設計がなされていることが、現在の9条をめぐる諸問題を考える上で最も重要であると同教授は示唆された。

9条の成り立ちを巡っては、昨今も米国副大統領の発言で話題となったいわゆる「押しつけ憲法論」という見解が存在する。これに関して同教授は、日本国憲法の原案自体はGHQが作成したということ間違いのない事実であるが、9条に関していえば、もともと戦争放棄・戦力不保持のアイデアをマッカーサーに伝えたのは当時の幣原喜重郎首相であるとする有力な説があり、GHQによる押しつけであると決めつけることは妥当ではないと説明された。

3 戦力不保持という理想を掲げた憲法9条であるが、同教授によれば、戦後の現実政治の中で3つの転機、すなわち解釈の変更を経験することになる。

第1の転機は自衛隊の発足(1954年)と日米安保条約(1951年)である。自衛隊や外国戦力が9条2項にいう「戦力」に該当しないという解釈が、憲法制定の当初なされていた解釈と異なることは明らかである。

第2の転機は1990年の湾岸戦争である。このとき日本は1.8兆円という多額の経済的な支援を行った。しかし、戦後にクウェートが各国に感謝の意を示した際、日本が除外されていたことがトラウマとなり、やはり人的支援をしなければならないという政治の流れが生まれた。その結果、1992年にPKO協力法、1997年に日米ガイドラインの改訂、1999年に周辺事態法が制定された。

第3の転機として同教授が挙げたのが、2014年7月1日の閣議決定である。そこでは、周知のように憲法9条は個別的自衛権に加え限定的な集団的自衛権をも容認しているという解釈がとられた。これに対しては、かかる9条の解釈自体が認められるのかという批判、政

府が都合の良いように憲法規定を解釈できるとすれば憲法による縛りは無意味となってしまう、立憲主義に反するとする批判、新解釈による要件は非常に曖昧であり、武力行使の濫用を阻止できないのではないかとの批判がありうると同教授は説明した。

4 このように9条の解釈が変遷してきた背景には、非戦の思想と現実主義の論理の拮抗が常に存在していたことを同教授は指摘された。非戦の思想にはカントの永久平和論以来の伝統があり、単に非現実的であると切って捨てることはできない。そして、日本国憲法制定当時には、非戦の思想による捉え方が9条を読む際の最も素直な読み方であったと説明された。自衛隊や日米安保を違憲とする考え方も、この非戦の思想をもとにしている。安保法制について大規模なデモが繰り返し行われたことから、非戦の思想が現在の日本でも広く支持されていることが伺える。

一方、9条は国連の集団安全保障体制を前提としていたものであり、日本国憲法と国連憲章をセットで考えれば、9条が非戦思想を徹底したものではないとの解釈も可能である。また、実際に国連の集団安全保障体制が機能不全に陥っている中で、国際政治に関する現実主義的な戦争抑止策として、日米安保体制と自衛隊を軸とする安全保障政策がなされてきた。同教授は、このような現実主義の論理自体も、9条を軸とする現憲法が排除するものではないと指摘する。9条の成り立ち、文言解釈からは、非戦の思想と現実主義の論理のいずれも排除されておらず、いかなる道をとるのかは現在の国民に委ねられている。だからこそ、国民的議論の質を高め民主主義によって平和主義を実現することが最も大切なのだとして、講演は締めくくられた。

5 委員会で議論していて感じるのだが、公的な問題に関して目指す社会の在り方に意見の不一致が生じるということは殆どない。誰も戦争のない平和な世界に住みたいし、他国を侵略することも侵略されることも願い下げだ。それが自分でなくても、誰かが不当に虐げられ、人格が無視されるような社会は間違っていると思う。

方法論が違うのだという。平和な社会を実現するた

めには、自衛隊があった方が良いのか。安保条約についてはどうか。中国との関係はどうするのか等々。これら問題をめぐっては、戦後それこそ数十年にわたり議論が繰り返されてきた。にもかかわらず未だ結論が見えていない。私自身は非戦の思想を重視する立場（つまり、どちらかと言えば非戦を語る物語の方に魅力を感じる立場）のつもりだが、それでも自分が間違っていると思うことは頻繁にある。現実主義を重視する立場にしても、確固たる信念で自分の無謬性を主張するというわけではないだろう。

ここで疑問が生じてくる。その方法論についての問題設定は本当に正しいのだろうか。公的な問題に関して、弁護士会の中でさえ意見が分かれるというのは、その問題設定自体が適切ではないのではないのか。少なくとも両論分かれる問題について、一時的な多数を頼みに制度化する（もしくは憲法に書き込む、国際団体から離脱する等々）ことは、賢明なやり方ではないと思われる。「京大系は自衛隊合憲派が多いのでしょうか」と曾我部教授に水を向けると、同教授は、そのような問題設定から議論を解放するべきだと答えられた。講演の内容からあわせ考えるに、国民的な議論の中から合意のできる地点を探り当て、その領域を徐々に増やしていくということこそが大事なのではなからうか。陰謀論に立たない限りは合意のできる範囲は意外と広いものである。現実派は好んで戦争を起こして利益を得ようとしているのではなく、非戦派にしても完全無抵抗の信念に全国民を巻き込もうとしているのではない。議論の相手方も同じ平和な社会を求めていると知ることが議論の出発点である。

平和を巡る国民的議論に際して、国際情勢について専門的なチャンネルを有するとは言えない弁護士の役割は何か。「ヘイトスピーチの議論の際に弁護士さんの意見に説得力があったのは、実際に当事者の意見を世に伝えるという役割を果たしていたからです。弁護士は実際の事件において直接に当事者の声を取り上げて世に問うことができる。それによって議論を具体化することができる。学者としてはそれを期待しています」というのが同教授の回答であった。我が身を顧みて反省することしきりである。